

訪問介護における「生活援助」の提供回数の制限撤廃  
を求める意見書

厚生労働省が実施した「平成 28 年 国民生活基礎調査」において、介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のいる世帯の割合をみると、「単独世帯」・「高齢者世帯」が年々増加しており、自宅へホームヘルパーが訪問して行う訪問介護は、介護保険利用者にとって必要不可欠なサービスとなっている。

そのような中、平成 29 年 10 月 25 日、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会は、「訪問介護の利用区分のうち、『生活援助中心型』について、一人当たりの平均利用回数は月 10 回程度だが、中には月 100 回を超えて利用しているケースも認められた。また、利用者の状態に沿った効率的なサービス提供が行われていない可能性があり、一定の間隔を空ければ 1 日に複数回『生活援助』を利用できる現行の介護報酬体系は、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題がある。」と指摘した。

こうした事情や背景の下、厚生労働省は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点等から、平成 30 年 10 月から、「生活援助」の提供回数を制限することとした。

しかし、月 100 回の訪問とは、一日当たり 3 回程度であり、ホームヘルパーが食事準備や服薬の見守りに訪問するだけでも必要な訪問回数である。「単独世帯」・「高齢者世帯」の要介護者に、「生活援助」の訪問回数の制限をした場合、在宅での生活が困難となる恐れがある。

要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことは、介護保険制度全体を貫く理念であり、訪問介護利用者の命綱である「生活援助」を制限することは、その理念に反するものである。

よって、政府においては、「生活援助」の提供回数の制限を撤廃することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）6 月 4 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属  
坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員